

歴史地理学における民俗資料の意義とその取扱

千 葉 徳 爾

主題を論ずるため、まず、一歴史地理学について、及び、二民俗資料について、著者の考えるところを述べ、次に、三両者の関係と四民俗資料の取扱いを記すことが必要である。五結論としては、既に論述したことを、具体的な事例を用いて示すのが適当と考える。

一 歴史地理学について

この学問については、本質的にその性格を明らかにするまでに、著者の研究は深くないから、或は誤りを犯しているかもしれない。しかし、たとえば *Encyclopedia Britanica* や *Encyclopedia America*, *Большая Советская Энциклопедия* など、世界的な大辞典、あるいは、わが国の世界大百科辞典などの一般的な辞典に、この学問についての説明項目を見出すことができないのを見ると、この学問が地理学または史学において独立した分野として承認されるものなのか、また、この学問に果して大きな存在意義が認められるか、などの疑問を抱かざるをえない。常識的な地理学の分類では、この名称は一般地理学及び地誌に対する第三の分野とされているようである。しかしながら、それが、現在の事象を説明するために、その事象の経過した過程を明らかにしようという、方法上の特色によって区別されているのか、また、過去におけるある時期の地表状態を知ろうという対象のちがいに注目した分類であるのか

という点については、地理学者の中にも意見のちがひがあるように思われる。

著者は、ここでそのいずれが正しいかを論ずるつもりはない。しかし、以下の論述に必要なかぎり、本稿ではどちらの立場をとるかを明らかにしておく必要がある。この名称が地理学の分野に属するとすれば、それは、地理学の研究のために歴史的知識を利用するのであって、歴史上の事実を理解せんがために地理学の成果や方法を応用するのは異なる。地理学の部門として歴史地理学を必要とするのは、したがって、地域の現状を明らかにするために、それがたどってきた過程を求める要求があるからといわなくてはならない。つまり、この学問は、その方法において特色をもつのである。

二 民俗資料について

この語は、「民俗」と「資料」とのつが結びつけられている。ここで資料というとき、それは研究に必要な材料一般をさし、事象群として研究者がそのうちから資料をえらびたすための「素材」とは異なる。すなわち、ひとたび「資料」と呼ばれば、それは研究者にそれを用いることをせまり、それ自らに主体性をもつ存在であるとして「民俗資料」とここで呼ぶものは、「民俗学資料」とは厳密に区別されなくてはならない。後者は民俗学研究のための資料である。それは同時に歴史地理学研究のための民俗資料である場合もあるが、必ずしもそうでないものがふくまれている。

「民俗」とは、民俗学が対象とする特定民族のもつ、Popularな伝承であつて、民族文化のうちで基層的な部分に属するものを指す。具体的には、言語的表現であるものの名称・いいならわし・民謡その他の口承文芸、物質的形態をもつ生活用具・衣食住の形式との内容・各種の行事など、さらに制度・慣習・娯楽・信仰・道徳などの考えかた

や世界観にもとづく無形文化がこれに含まれる。これらは系統的かつ伝承的であつて、一時的に流行してまた消滅する表面的な現象それ自体は民俗ではない。これらのうちで、歴史地理学の研究に必要な材料として利用しうるものが、ここである。「民俗資料」といえる。一般的には、歴史地理学に寄与しうるのは、民俗のうちで地域の歴史的な発達を反映した集団生活の表現であらう。そのうちで、形質的なものは歴史学でいう遺物の性質が認められ、比較的誰にでも取扱いやすい。たとえば、石塔石像の類は、製作年代の明記されると否とにかかわらず、一つの信仰の物質的表現である。したがつて、たとえば馬頭観世音像が路傍に多くみられる土地は、ある時期に馬の飼養・利用が盛であつたことと示す資料である。地名なども、住民の口承として民俗であるが、同時に特定の場所に密着することによつて遺物でもある。

三 歴史地理学と民俗資料

a 民俗資料の諸性質

歴史地理学は、現在の地表事象を、歴史的過程の断面として把握しようとする。したがつて、過去の状態を示す一切の素材のうちから資料を求める必要がある。その限り、伝承性をもつ民俗が、その一部を資料として利用されることは、論理的必然といえよう。しかしながら、さらに詳細かつ具体的に民俗を考察するならば、そこには解決されねばならない多くの問題を見出すのである。たとえば、民俗の成立・変形の年代・時期については、大部分のものが文書記録のような明確さをもたない。また、*Popular* にみられる慣習や言語の存在を、何を単位として取りあつかうか。さらに、全生活体系のなかに位置してはじめて意味をもつものである民俗を、そのような関連系と分離した個々の事象としてとりだし、これを資料とみなして比較することは、方法的に可能であらうかという疑問もおこる。し

たがって、民俗とは本質的にどのような性質をもつものかを、明らかにしておかなくては、どのような研究に際して、どのような民俗が資料の資格をもつか、また、どのような民俗は資料として利用しないかを判断することはできない。

このためには、歴史地理学の資料として、最も一般的に利用されている、いわゆる文献史学の基礎的史料である文書記録と対照しながら、民俗資料のもつ基本的な諸性質を検討することが、理解を助けるであろう。文献史学の史料と対比するとき、民俗資料の最もいちじるしい一般的性質は、さきに記した出現年代を明らかにしえないという点である。いうまでもなく、民俗についても、全くクロノロジーが成立しないわけではない。たとえば「明治文化史 風俗篇」の巻末年表のようなものがそれである。しかし、このような簡単なものも、その材料蒐集には非常な努力を要するし、また、個々の事象の初出年代には、伝承者の記憶がいもあつて、年代を明らかにした資料としての信頼性は文書記録に劣る。さらに、民俗はそれ自体の性質として、伝承する人々の一世代を通じては、さほどの変化を示さないが、世代の交代によって急激な変形あるいは消滅をする。すなわち、その性質として連続性と不連続性とが伴っている。また、それが存在することと、その表出とは必ずしも一致しない。長い期間潜在して後にふたたび出現する場合もある。短かいものでは、年間に配分された季節に関連する行事、長いものには個人の一生を通じてただ一回しか経験されない誕生・成年・死亡の儀式などがこれにあたる。したがって、その事象を、唯一つの特定の時間に密着させ、その唯一性を示そうとする資料として利用することは適当でない。本来、民俗はくりかえして生起する存在であつて、いわゆる個性ある歴史現象ではないのである。民俗のこのような性格は、これを資料として用いる場合には、類型としてのみ認識把握すべきことを意味する。この点でそれは考古学における遺物に似ている。それは、様式

によつて分類され、系統づけられる。クロノロジーは、それにもなう少数の年代の明らかな資料によつて傍証されるにすぎない。いうまでもなく、最近の科学の進歩は、これら物質的遺物について、その物質自身のもつ性質、たとえば残留磁気や放射性炭素の測定によつて絶対年代と結びつけ得るようになった。しかし、クロノロジーの歴史における役割は、絶対年代そのものを知るのが目的ではない。これによつて、資料の編年をおこなひ、文化の生起発達の過程を求めるのが目的である。だから、他の方法によつて、その変遷過程が明らかになるならば、必ずしも絶対年代を求める必要はなからう。現在のところ、非物質的な民俗について、これらの年代測定技術は適用しえないし、たとえ、その一つの遺物が年代的に確實になったとしても、それ以前にこの民俗が存在せず、また、その時以後に同じ民俗は出現しなかつたという保証は何もない。将来は、文化人類学の進歩によつて、このような点を明らかにすることができるとは思はないが、現在の段階では、この点で民俗は疑問に答えるべきものをもたない。

民俗が、その変遷系統を求め、方法を、これを類型的な様式として比較するとき、その順序を定めうる可能性に存する。考古学もまたこの方式をとるが、異なるのは民俗が、その地質的層序に相当する順序決定基準をもっていない点にある。僅少な文献に記載された年代との対照だけではそれは可能でない。そこで民俗が一般的に利用する基準となるのは、地域的分布における新旧様式の配列である。この配列が発達の順序に關係することは、まず口承文芸の領域で、Kaalre Krohn によつて指摘せられた。それは日本民俗学においても言語現象について適用せられ、成果をあげている原則となつてゐる。この原則の根柢については、詳細に論じたものがないが、次のように解釈することができるであらう。本来、民俗学とは、国家を形成するような高度の文化をもつ特定の民族を対象として、その民族文化の特質を、民俗のうちに見出そうとする学問といふことができる。民俗学の対象となる民族が、国家を形成する程度に

高度の統一的な社会体制をととのえた段階では、そのような民族文化は一つの中心的な位置をもつ。それは、場所としては首都であり、社会的には貴族の社会にあたる。この中心では、その民族が活力をもつ限りたえず新しい文化が創出される。その場所なり、社会なりは、そのような機能をもつ限り、その生命を維持する。この新しい文化は、それ以前から存在したものを、たえず変容させ、また、みずからもそれによって変形しつつ、文化の周辺に向けて伝播される。こうして、民俗の様式は、文化的な中心から周辺に向って傾斜し、新しい類型、もしくはより高い展開がその中心に近く、より初歩の段階がより周辺部に近く配列せられる。

いうまでもなく、このことは一般的な傾向をいうのであって、個々の具体的事象について公式的に適用できるものではない。たとえば、古代国家の形成されない以前の原始文化の名残りが認められるものについては、この原則はあてはまらないであろう。また文化中心の移動や、その中心からの伝播経路の変化は、配列順序の変化をおこす。また、文化中心が全く原始的生産と分離してしまうほど発達すると、原始生産についての文化伝播は異なった法則にしたがう。民俗学の初期においては、この配列を単なる文化中心に対する周囲構造とみなしていたが、近年は、より具体的に、主要な交通路にそって新しい形態の民俗が線状に延びること、地域の開発の新旧によって、周辺にも新しい型が分布すること、交通路が行きどまりになった袋小路的地域に古い型が滞留することなど、極めて複雑な分布をすることが認められてきた。ちようど、考古学で最も基準となる原則、「下の地層は上の地層より古いが、深いたるところから出た遺物遺跡は、浅いたちどころの遺物遺蹟よりも古い。」が、土地の攪乱や発掘のやりかたによって、必ずしも無条件に適用しえないのと同じである。しかし、基本的には、上の原則によって、民俗に変遷の順序をつけることができる。

民俗は Populer なものであるといったが、より詳しく観察するならば、決してその社会の全成員によって把持されてはいない。人々は社会集団の中で生活するとき、それぞれの役割をもち、組織の一員としてある。社会における個々の人の活動は、そのうけもっている、ごく限られた部分について表出されるにすぎない。したがって、成員個人がもつ民俗の種類や内容は、それぞれ異なるものであり、他人の分担については関知しない点が多い。たとえば、成年男子は自治・祭祀・生活などの知識や行為についてはくわしいが、家庭生活における衣食・産育・芸能などの知識は乏しくかつ不充分である。女子はこれに反する。ことに、その社会でただ一人だけ分担すればよい任務、たとえば祭祀の責任者や舞謡の指揮者などの仕事については、極めて限られた人々が伝承するにすぎない。しかし、これが Popule でないという理由として、これを民俗から除外することにはならないのである。それは、その社会集団が、その民俗の性質上、これを特定の人に伝承せしめることを委任しているのであって、この承認のもとにその民俗は、その社会集団の全員ものとして、すなわち集団を一単位として、成立している。民俗の単位は、個人ではなく、それが属する集団の構造的表現となるとき一単位なのである。個々の伝承把持者は、単に民俗を維持し行為する細胞にすぎない。したがって、民俗の資格はまず第一に公共性をもつものでなくてはならず、その公共性をささえる社会集団が単位を定める。たとえば、二つの村落において、同一類型の民俗が認められたとしよう。これを二つの資料単位にかぞえるか、一つの資料単位とみなすかは、分布を考える上に重要な問題といえる。もし、この二つの村落が、文化的な交通・連絡に関して全く隔離され、接触の確率が極めて小さい場合には、その民俗伝播の可能性は極めて小さいから、これは二つの別個の資料とみなすべきである。もし、両者の交流がその民俗についてかなり大きい可能性をもつならば、その二つは一つの資料単位にかぞえなくてはならない。このような点から一般に、民俗の採集地が町村や郡

のような広い範囲で与えられている場合には、この範囲を一つの単位とみなすのが適当であろう。

これまでに集められた民俗資料には、その社会内におけるその民俗の位置や、他の民俗に対する関係などが明らかにされないものが多い。このことはその民俗資料としての資格を狭く限界づける。なぜならば、さきに記したように、民俗は社会集団の機能的表現として、相互補完性をもつことが普通である。たとえば、社会集団のうちで年令集団の権力が強いところでは、家長制は必ずしも完全な形をもっていない。稲作行事が盛大な地域では他の作物についての行事は簡略である。真宗信仰の発展が、他の民間信仰をいちじるしく変容せしめたのもこれである。このことは、民俗が生活においても機能的な面を示すのであって、それが生活内容を理解する有力な指標として利用しうるものであることを示している。後に例示するように、民俗の形態は、地域社会の性格を決定する諸要素、たとえば歴史以外の地形・気候・生産・交通などが、いわゆる歴史的な発展段階の Normal な展開をはばんでいる程度を示しうるのである。これは、地理学の立場から興味あることではなからうか。そのような民俗の機能性を示す資料は、社会の組織と民俗との関係を、具体的に記述した「民俗誌」の体裁をとるものの中に見出されることを指摘してきた。

b 資料利用上の問題点

上に述べような民俗の性質からみて、歴史地理学の資料としての利用には、どのような点が注意されなくてはならないか。歴史地理学の研究方法として、一般にひろく用いられているのは、特定の時期における地域の時間的な断面を求め、そのときの地表状態を、地図的に表現して、地域構造の変化をよみとろうとする方法である。そのためには、各地点の状態についての資料が、時間的に同時にえられたものであることが望ましい。したがって、この目的には民

俗資料を利用したいと考えられるであろう。

しかしながら、そのような方法のみが、歴史地理学でとるべき方法であるかを反省する必要がある。一定の時期における地域の断面をとるならば、そこには場所のちがひによって、一つの部門についてもさまざまな段階にある事象形態が分布する。たとえば、明治初年における農具形式の分布は、決して全国共通のものではなく、進歩した形式とより原始的な型とが地域差を示している。農業技術のような伝承的要素の多いものについて、この現象は普通のことであり、それ故にこそ歴史地理学的な、地域ごとの特性が事象の発展過程にいかにか作用するかの研究が可能であり、また要求せられものである。歴史学においてもこの事象が注目され、地域別の研究が強調せらるようになった。

そこで、何か別の基準によってえられた、ある種類の事象の型の系列順序をものさしとして、地域に出現する事象の先後関係が判定されるならば、絶対年代は必ずしも明らかにする必要のない研究も少なくはないであろう。さきに記したように、民俗における型の先後は、民俗学の知識によっても、ある程度その民族ごとに明らかにされている。そこで、それらをものさしにとって、地域の事象の型の変遷順序を判定することが可能である。絶対年代を明らかにする必要がある場合には、それと結びつけられる史料を求めて研究すればよい。

民俗資料が「時」に密着しないという性質をこの資料の欠点とみなさず、より積極的に利用することを考えてはどうかであろうか。まず、これは再現可能性が大きいから、文書記録上の一回性資料にくらべて、研究者自身が必要に応じて直接観察することのできる場合が多い。しかも、多数者による再現可能な伝承であるから、多少の変型範囲を許すならば、その存在した時と場所とに密着してのみ資料を理解しなくてはならないという要請をみだす必要がない。

文化の型としては、与件に対応するそのような生活類型を認めてよい場合が少なくないのである。いわゆる人類性にもとづく文化の展開方向についての法則、ないしは傾向性をよみとるといふ Generalization が可能である点で、歴史資料にくらべればより自由である。将来の地域社会の計画や民族文化の指導にあたって、よりよき指向をめざすという応用面がここにひらける。学問の研究は個人のたのしみにとどまるのではなくて、何等かの人生の向上に役立つものを含まなくてはならない。歴史地理学の骨董趣味におちいらぬように、このような未来に対する建設的な部分がとりいれられるべきであつて、これを拒む理由はないであろう。少なくとも、常に現状批判を含む立場は堅持しなくてはなるまい。重ねていうならば法則性の探究をさけて時と場所とに、あまりにも密着させてのみ、資料を考えることは、歴史や地理が実質的に事実の暗記におちいり、応用性に乏しい後向きの学問となることを意味する。その危険性は、この学問の未来に大きな関係をもつといえよう。学問は何のために研究さるべきかは、常に反省されなくてはなるまい。具体的にいえば、歴史地理学は、その形態において、「年代記的記載をもつた地誌」とは異なるべきである。

民俗資料のこのような性質は、また、周囲の事象との結びつきが弱く、個性に乏しいことでもある。したがつて、周囲との有機的連関をきりはなして、個々の事象の分析対比による類型化を許している。これなくしては、すなわち、*ritypus* より原始に近い型にさかのぼつて、系列的な変遷順序を明らかにしようという試みは、論理的に不可能である。いうまでもなく、この場合にも、具体的には、分離しやすすい民俗と、分離しては意味が失なわれるものがある。前者は文化的残留現象であつて、現在の社会機能としての力の弱いものであり、後者は現実の社会の機能として作用する力の強いものであるといえよう。一般の民俗はこの二つの面をそなえている。この両面を適当に利用することが、民俗資料処理の技術といえるであらう。もともと、民俗を研究するには二つの立場があり、一つはそれを歴史

的な生成物と考へ、これを歴史の推移を追求する手がかりとして研究する。いわば歴史学派である。これに對して、その社会機能を重視し、發生と消滅とを社会的な諸構造との關係において考察する。いわば機能学派とみとめられよう。これは民俗学がそれにふくまれる文化人類学の二大潮流でもあつて、いずれが正しく、いずれが正しくないとはいへない。相助け相補なつて、學問的に完全な發展が期せられるものではあるが、研究にあつては時と場所と、民俗個々の性質に應じて、いずれかの視角をとることが適切であらう。歴史地理学は地域社会の展開過程を知る指標として民俗資料を用いるのであるから、社会的機能を重視する立場をとるべきではなからうか。何故ならば、展開過程を絶對年代に結びつける点では、民俗資料は文書記録にくらべてはるかに劣つてゐる。むしろ、そのような過去をへて形成された地域社会が、どのような類型をもち、文化發展の順序段階のどこに位置するかを知る場合に民俗が有力なものさしを提供する。

これまでの民俗学上の研究、ことに日本の民俗学では、歴史的立場によつて民俗の原型を構成し、この原型と對比した個々の民俗の変化にもつづいて、推移の順序を論ずるものが多かった。これは、いま述べたものさしとして用いるべきものであるが、これからは、機能的な立場からする研究も發展するであらう。歴史地理学が民俗資料を利用する場合には、これらの成果を基礎としなくてはならないことはいうまでもない。

最後に、民俗資料をクロノロジ的に処理しようとする場合のことをつけ加えておく。既に述べたように、風俗・習慣は社会の必要によつて存続し、また変形しあるいは消滅する。しかし、個人については、一生のある時期に身につけた習慣や信仰は、記徳力が正常なまがきり、その人一代の間は保持される。したがつて、ある社会に普及してゐた習慣が、全く変形しあるいは消滅するのは、その必要が生じてからも、その社会の成員がすべて交代してしまふ

まで残存する。しかしながら、この幅が定まっている以上は、研究のスケールをそれ以上にとって考えれば、社会生活の類型と民俗との相関は極めて密接なものといえる。民俗の中で機能的性質の強い、また物質的で変化させやすい種類のもの、たとえば衣食・芸能・言語などについていえば、この幅はより狭いものとなる。少なくとも、潜在して出現しなくなるから、表出される頻度を知ることができれば、生活の変化期を明らかにする指標として、かなり絶対年代に近づけることができよう。もちろん、この場合には生存者の記憶と、近世以後の文書記録類との対照を行う必要がある。老人が、現在の日常生活で既に行なわれない習俗が、その若い時代にあったことを語るとき、その変型あるいは消失は、彼の若い時代と現在との中間に求められる。多くの人々の記憶から、この中間の時期の長さをしだいにせばめてゆくことによつて、かなりこの幅は小さくすることができるであらう。

五 結論としての具体例

a 民俗としての小作慣行

小作慣行は、全国の農村において、つい最近まで現実の社会関係を規定していた。さらに、それは伝承的な要素を多分にもち、多くの点で、有賀喜左衛門氏が説いたような、親方子方制の残存形感を止めている。しかも、それは単なる土地貸借関係にとどまらず、農民の社会構造のさまざまな面にしみこんでいるので、小作慣行は土地貸借という経済面における民俗的表現ともいえよう。したがって、これを資料として歴史地理学的に地域の変遷過程とその類型区域を求めることが試みられてよい。本稿では、立論の基礎となる事項を説明する余裕がないから、次の文献を参照されることを望む。

柳田 国 男 族制語彙 一九四三
 有賀 喜左衛門 日本家族制度と小作制度 一九四三

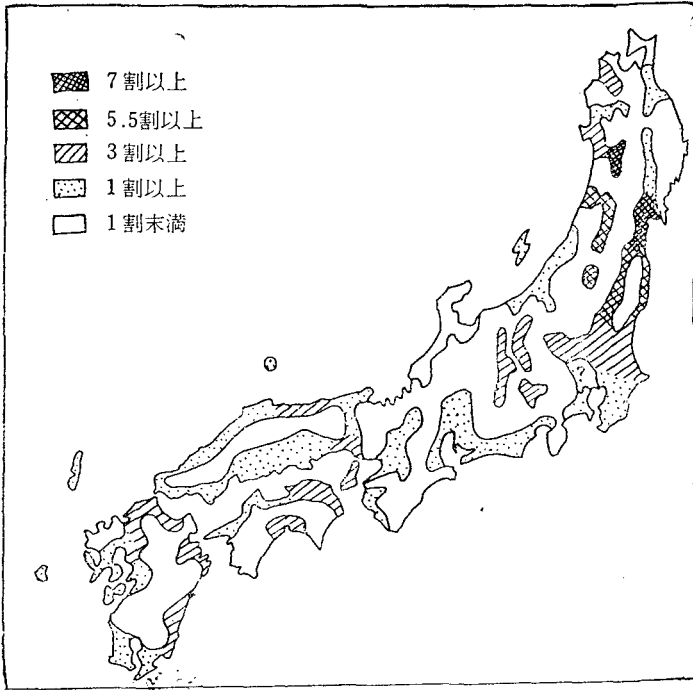
農林省は小作慣行について前後数回の調査を行なつて報告を出している。ことに大正十年のそれは、土屋喬雄氏によつて、全国の府県別資料が集成され、大いに参考となる。いうまでもなく、これにも調査もれがあり、また、民俗的な視野が欠けているから、重要事項が調査項目から落ちてもいる。しかし、現在のところ、全国的規模での資料としては最もすぐれ、有賀氏の研究もこれによるところが多い。

有賀氏が結論したところをほぼ次のようにまとめることができよう。(一)地主小作人の関係は、大家族における家長と家族との関係の疑制である。(二)大家族の構成の分解によつてあらわれた分家は、本家に対し、子分としての関係にある。同族集落における小作は、分家的形態をもつて地主に従属する。(三)単一家族の集合による村落でも、地主と小作人とは親分子分の関係で結びつく傾向にある。日本の村落社会は一般的に同族的系譜に向つて生活を結合させようとする性格をもっている。(四)日本農村の小作慣行は、地主に対等な借地人としての小作関係でなく、家長すなわちオヤに対する家族、いいかえればコとしての同族感情を基礎として展開してきた。

b 全国的展望

この説明を一つのものさしとして、現実の民俗を解釈し分類することが、資料処理の第一段階である。地主と小作人とが、同族的な上下関係と感情とによつて結びつけられるという基本的関係が変化していないならば、両者の契約は、証書交換による純然たる貸借関係ではないであらう。両者が近代的な取引関係に入るにつれて、証書がとりかわされ、さらに契約内容も簡単から複雑へ、恩恵的なものから対等なものへと變つてゆくにちがいない。この見地か

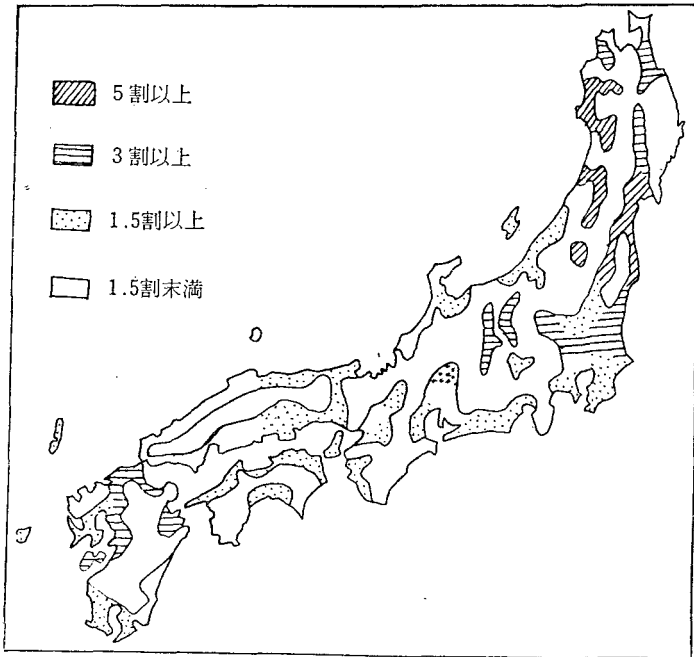
ら、まず、小作契約に証書と口約束のいずれが用いられるか、また、その内容如何を慣行調査によって調べてみる。大正十年の府県別事例調査によると、契約は口約束では極めて簡単に、小作地の場所と小作料の額及び納付期日程度が契約されるにすぎない。証書契約においても、岩手県・鹿児島県などの、文化的周辺の後進的農業地域では、文章



第1図 証書による小作契約率の分布 (大正10年)

内容共に簡単に、地主が小作人に対し完全に上位にあって恩恵を施す立場をもっている。これに対して香川県のように、耕地に乏しく人口が多い上に、文化水準が中心地に近いところでは、証書内容は極めて詳細な個条書となり、両者の関係も近代的貸借関係に近づいている。これら文化的中心に近い地域に、この当時の小作争議が多く、周辺の府県にはまだほとんどその動きがみられなかった事実も、紛争とこの交渉形成が対等な関係の一つの表現であるとなさされるならば、上記の推定を裏づけるであろう。すなわち、有賀氏の説かれる系列を原則的に承認して論を進めてさしつかえないといえる。

次に、大正十年資料によって、地域別の小作証書による契約の全契約中に占める割合の分布を第1図



第2図 小作契約期間を定めるもの(水田)の割合(大正10年)

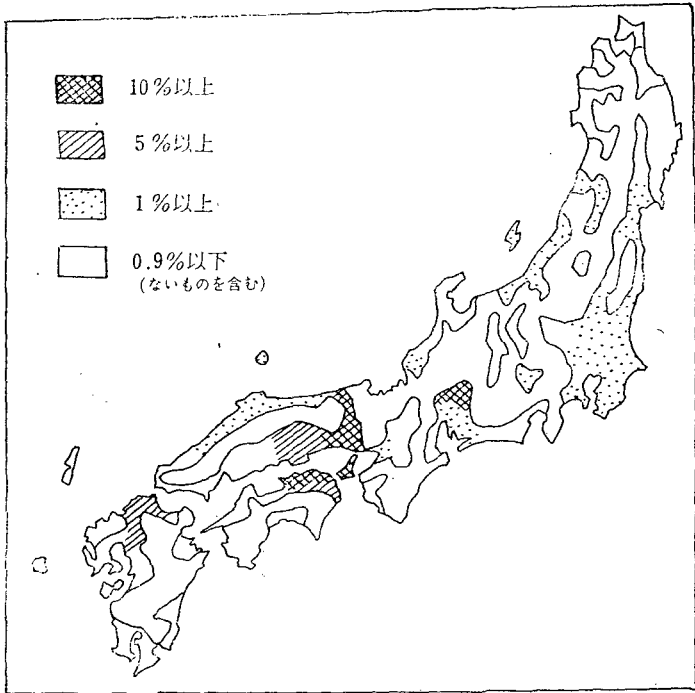
に示す。ここでは水田について示したのであるが、畑についても同じ傾向がみられる。この図では、いま述べた議論に従えば、京阪地方に証書契約率が高いはずの予想を裏切つて、中央日本に証書契約率が低く後進地で地主小作人が親子関係にあるはずの九州や東北地方にかえつて証書契約が多数をしめる結果となった。これは、地主には古い手作大

経営の地主と、近世以後に急速に土地を兼併して大きくなった地主の二種があり、証書契約は寄生地主的性格の強い後者において大多数をしめている関係からきている。そして、後者の型の地主は後進地的な文化的周辺に多いという事実がある。民俗資料を質的に取扱わないで、単純に数量化すると、往々にしてこのような現象があらわれる。

同じように、古い類型の慣行では、小作人は子方として親方に正月のあいさつをすることによって、あらゆる保護をうける契約をしたことになっていった。したがって特に小作期間を定めず、親子関係のつづく限り継続するものとみなされていた。この関係がしだいに緩み、他方では耕地の増加よりも耕作希望者の数がふえ、小作期間を定めることが地主に

とつて必要になつてくると、契約に期間を明示し、しかもそれをしだいに短かくする傾向があらわれる。証書によるか否かを問わず、期間を定める小作契約率が、証書契約率に類似した地域的分布を示すことは、第二図に明らかである。

次に、地主に対する小作料の納付期限は、通常十二月二十日または末日であつて、長い日本列島の收穫期の遅速とは関係がない。一月末という期限の地方もあるが、それは旧暦で正月を迎えるところである。したがつて、小作料納期は、正月との関係によつてきめられたものである。いいかえると、貸借を益と暮とに決済する古い日本の民俗のあらわれである。そして、小作米が納められると、地主は小作人に酒食を出してもたす習慣が、やはり全国的に認められる。通常の貸借関係では、このような反対給付はありえない。小作米の納入が收穫の完了として、正月の直前になされることを考えあわせるならば、このもてなしは、地主が手作をした時代の收穫祝に、その労働に従つた人々をまねてねぎらつた形式であることが考えられる。新しい奨励制度としての意味は、これと融合したのであつて、映画見物や農事見学になつていくからといつて決して近年にはじまつたものではない。これらの慣行は、当時の農村社会としては極めて一般的であつて、地主小作人の関係は、これによつて結びつけられていたという点で、一つの機能をもつものであつた。この変化は、ただちに両者の関係の変化を意味するから、その分布によつて古い社会関係が存続する地域と、新しい経済関係に変化した地域とは、直ちに分けておくべきである。その一例として小作争議の原因を、それまでの考えかたの変化したことに求められるものの率の府県別分布を第三図に示した。それが文化的中心に近く、経済的に耕地不足の深刻な瀬戸内海東部と濃尾平野及び北九州に集中する点が注意されよう。東京及び大阪附近に少ないのは、工業の発達が大農を都市に吸収し、耕地不足が緩和されているためと考えられる。



第3図 思想変化による小作争議の実験 (1917—1926)

形式がかなり認められる。凶年に収穫減少を均等に負担する場合にも刈分慣行は成立する。有賀氏はこの場合にも、一般的な地主優位の傾向がみられるというが、それがいちじるしい形態であらわれないことは、自然条件のきびしさや農業技術の低いことにもとづくのである。これらは基本的には、地理的諸条件の不利を意味するから、この

いうまでもなく、これらは単に文化的な変遷系列を原則的に示すのであって、自然的諸条件による習慣の変型、歴史的な諸条件のちがいに由る民俗の変容もある。たとえば、一般的な寄生大地主ではなく、自己の開拓した土地を耕作している、やや大きな農民が、労力の不足から、所有地の一部を他人に依頼して耕作させるといった場合にあらわれる。課税の過重・生産費の高騰、あるいは技術の進歩による集約性の向上の必要なども、このような場合を生ずるのである。こんなときには、単に耕作法や作物種類を監督指定するのみで収穫は耕地で互いの労力で刈分けるといった形態もでてくるのである。

山間部や交通不便で人口の乏しい土地ではこの

第1表 大正末期の賦役小作状況

	日数	備考
東北地方	20~50	
関東地方	15~30	群馬なし
中部地方	20~30	愛知・岐阜なし
北陸地方	10~30	富山なし
近畿地方	25~30	滋賀・大阪・和歌山なし
中国地方	20~60	60日は島根の一部
四国地方	20~30	
九州地方	10~40	

(大正10年府県小作慣行調査より作成)

種民俗を通じて、地域の諸性質を検討する資料とすることができよう。

どのような場合にも普通にみられる小作慣行が、機能的文化を意味するのに対して、特殊な地域や社会のみに存在する小作慣行は残留文化である。古い類型の小作慣行が保たれているところでは、地主は契約事項にない小作人保護の行為をする場合がみられる。たとえば、耕地のみの契約であつて、刈藪山や稗採取地などを附属させ、または農具・家屋・肥料・種子など耕作に必要なものを貸与するなどがこれである。それは、それらがなくては実際の耕作収穫が行いえない、あるいは小作人そのものが耕作を望まないといった、その地域の特殊性から生れてきた点では機能的であるが、現代では必ずしもそれほど切実ではなく、単に慣習として存続している場合が多い。しかし、発生事情からして後進地域に分布するものであつて、その極端なものが岩手県の地頭と名子、長野県の御館と被官、島根県の株小作などの形態をとる。同じように、大家族的な地主手作時代の名残りとして、小作料の代りとして小作人の労力を提供させる関係、いわゆる賦役がある。その時間数も、おくれた地方ほど長くなる。第一表にこれを示した。このような残留現象がみられることによつて、その地域の後進性停滞性が知られるのであるが、それをより適切に示すのは、そのような慣行に対する住民社会の態度である。たとえば、大正十年の報告の文章をみると、鹿児島県の報告では、「慣習上、小

あるが、現代では必ずしもそれほど切実ではなく、単に慣習として存続している場合が多い。しかし、発生事情からして後進地域に分布するものであつて、その極端なものが岩手県の地頭と名子、長野県の御館と被官、島根県の株小作などの形態をとる。同じように、大家族的な地主手作時代の名残りとして、小作料の代りとして小作人の労力を提供させる関係、いわゆる賦役がある。その時間数も、おくれた地方ほど長くなる。第一表にこれを示した。このような残留現象がみられることによつて、その地域の後進性停滞性が知られるのであるが、それをより適切に示すのは、そのような慣行に対する住民社会の態度である。たとえば、大正十年の報告の文章をみると、鹿児島県の報告では、「慣習上、小

作人ハ地主ニ対シ田植・茶摘ミ等ノ手伝ヲナシ、親子ノ如キ關係ヲ結び、年頭ニ參礼ノ美風アル地方アリ」と、これを賞讃した表現をとっている。青森県の報告は、やや批判的に「地主カ小作人ヲ婚礼・葬祭等ニ無償ニテ使役スル習慣アルモ紛争ヲ生シタ例ナシ」と述べ、石川県の報告は「小作人ハ其ノ小作反別ノ多少ニヨリ、年一日乃至數日間、無報酬ニテ地主ノ仕事ニ従事シ、此ノ場合地主ハ小作人ニ対シ、相当酒食ヲ供スルヲ普通トス」と事務的に記載するにすぎない。ところが富山県新湊町の報告は「地主中、小作人ヲ無報酬ニテ使役スル事ハ今尚従前ト異ル所ナシ。労働賃銀ノ騰貴ヲ来シテ時間ヲ重ンスル今日、小作人ヲ無報酬ニテ使役シ、恬トシテ顧ミサルハ、実ニ人権ヲ輕ンスルモノト云フ可シ」と憤慨している。報告記載者のみがこのような考えをもったのではなく、一般的な価値観がそれらに反映していることは、この報告の直後、大正十二年から富山県の小作争議が急激な増加を示すのに、鹿兒島・青森両県ではそれから十年後もほとんど争議がみられない点からも認められる、民俗として最も重視されるのは、このようにその形式的内容の場合では報告されている対象としての事象よりも、その報告の形態にあらわれた価値観、あるいは「ものの考えかた」であるといつてよい。大正七年の米騒動や昭和三年の電燈争議などの庶民的反抗が富山県に発源したのもこの考え方が常民にひろく存在したからである、民俗が、歴史地理学における資料として、最も有意義なのは、このような一般的な住民意識の指標となりうる点であろう。